

様式（第5条関係）

会 議 録

会議の名称	第4回鳩山ニュータウン地域の自治組織のあり方検討委員会
開催日時	平成26年11月18日（火）午前9時30分～午後11時30分
開催場所	鳩山町役場305・306会議室
出席者	<p>[検討委員会委員]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出席者 13名 藤山光彦、北沢紘之、中島武雄、朝見はるみ、梨本晃司、中島清大、村上康憲、志賀登、西幅裕子、遠藤住男、愛場謙嗣、佐藤咲子、鈴木伸 ・欠席者 3名 田中千万里、矢野幹夫、八巻純一 <p>[鳩山町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小峰孝雄町長 ・事務局 4名 吉田昌和総務課長、長島広宣総務担当主幹、千装隆宏主任、齋藤貴昭主事 ・傍聴人受付 中嶋充雄人権政策担当主幹、岡野初江担当主任
会議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回会議録について ・諮問の補足について ・諮問に対する検討
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回鳩山ニュータウン地域の自治組織のあり方検討委員会会議次第 ・諮問の補足説明について
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録
	<input type="checkbox"/> 要点記録
	記録内容の確認方法
その他の必要事項	傍聴人7人

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1. 開 会

吉田総務課長

- ・皆さんおはようございます。本日は、第4回鳩山ニュータウン地域の自治組織のあり方検討委員会につきまして、お忙しい所ご出席いただきましてありがとうございます。はじめに本日の資料の確認をさせていただきます。
- ・本日は会議次第と諮問の補足説明について用意させていただきました。なお、前回の会議録につきましては、事前に配布させていただいたところでございます。本日は以上の資料でございます。よろしいでしょうか。
- ・それでは、さっそくですが、お手元の次第に基づきまして進めさせていただきますと思います。
- ・2の挨拶でございますが、初めに鈴木委員長からご挨拶をお願い致します。

2. あいさつ

鈴木委員長

- ・おはようございます。今日は第4回の検討委員会ということで、皆様にお集まりいただきました。よろしくお願ひしたいと思います。本来の仕事である諮問に対する検討にまだ入っておりません。全体的には5回の会議の予定を組んでおります流れの4回目の会議となります。円滑で速やかに会議を進行させていただきたいと思ひます。後ほど本日の諮問に関する検討についての進め方についてご相談申し上げたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

吉田総務課長

- ・ありがとうございました。続きまして、小峰町長からご挨拶申し上げます。

小峰町長

- ・皆さんおはようございます。第4回目の鳩山ニュータウン地域の自治組織のあり方検討委員会ということで、早朝よりお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。先日の会議で課題となっております、諮問の補足説明の文章化について委員長の方に提出してございますので、議事の中でそれについては私の方から説明を申し上げたいと思ひるので、どうかよろしくお願ひいたします。
- ・4回目になりますけれど、議事録等を拝見しますとなかなか実質的な議論に入っていないかなというふうに思ひますが、是非補足説明について文章化がなされましたので、実質的な審議に入っていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

3. 議 事

吉田総務課長

- ・ありがとうございました。続きまして、3の議事に移りたいと思ひます。なお、本日の出席委員数は12名でございます。会議の成立要件である過半数の出席をいただいております。議事の進行につきましては、設置要綱第6条の規定に基づきまして、議長を鈴木委員長さんにお願ひします。よろしくお願ひします。

鈴木議長

- ・はい。座って進めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。それではここからは私が議事を進めさせていただきます。議事の円滑な進行にご協力をお願ひ致します。
- ・はじめに(1)の第3回会議録について議題とします。事務局からお願ひします。

事務局 長島

- ・はい。それでは、議事の(1)「第3回の会議録について」でございますが、第3回の委員会の会議録につきましては、本日の開催通知と合わせまして、会議録(案)として送付させていただきました。この会議録案に対します訂正箇所等がございましたら、よろしくお願ひ致します。なお、訂正箇所等がございますけれども、明らかに誤字、脱字である場合はご指摘のとおり、訂正したいと思っております。それ以外の言い間違い等につきましては、委員の皆様にご相談をいただき、了承を得ていただければ、そのような形で処理したいと思います。以上でございます。

鈴木議長

- ・ただいま、事務局から「第3回会議録について」の説明がございました。第3回委員会の会議録につきましてお気づきの点などがありましたら挙手をお願ひします。

佐藤委員

- ・私の発言で2箇所、聞き取りと文字化の関係でちょっと違うような気がするものですから。まず36ページの下から4行目に「草稿した」というのが書いてあるけれど、これだとなんのことやら意味が通じないのね。漢字をやめてひらがなで良かったはずなのですよね。それからもう一つは44ページの下から4行目で「それを取り上げさせよう」となっているのだけど、取り上げと言ったというよりも取りやめと言ったのじゃないかね。じゃないと、とにかく意味が通じない文章になっちゃうので、そこを聞き方のテープ起こしの時の音の聞き取り方かなと思ったのですが、その2箇所を直してもらいたいと思います。

事務局 長島

- ・佐藤委員すみません。2点目のところをもう一度お願ひいたします。

佐藤委員

- ・44ページ下から14行目。「取り上げさせよう」と書いてあるのだけど、「取り上げ」では、多分、その後と文章が繋がらない。だから「取りやめ」って言ったような感じがするのですがね。このテープを自分で聞いてないからわからないですけど。原稿を持ってしゃべっているわけでもないし。

鈴木議長

- ・今のところは44ページ下から14行目。「取り上げさせようと言うのはやめたほうが」というところですね。

佐藤委員

- ・そう。取りやめさせようというのはやめた方がいいとそういうふうにしたのじゃないかな。じゃないと文章が繋がらない。

鈴木議長

- ・その点については後程諮りますので委員の皆様はご承知おきください。もう1箇所、最初のところですけど、ちょっと耳が聞こえなかったものですからもう一度お願いしたいのですが、34ページでしたね。

佐藤委員

- ・全然言うことを聞いていないということですか。36ページの下から4行目と言いましたよ。しゃべるときは漢字でしゃべらないからね。多分しゃべり言葉で言っているから、「草稿したって記録」って何のことやら。平仮名に直しておけば、まあそんなもんじゃないかな。

鈴木議長

- ・「草稿した記録が残る」漢字を平仮名にすると意味が通るということですね。

佐藤委員

- ・しゃべっている言葉が字になっているということだから、漢字でしゃべってないから、テープ起こしの時の聞き取り方ですよ。

鈴木議長

- ・36ページのところと、44ページのところの2点について、事務局は確認しましたね。

事務局 長島

- ・はい。事務局の方から確認だけさせていただきます。今佐藤委員からご指摘がありました2点なのですけれど、1点目が36ページ漢字で書いてある草稿した記録となっているところをひらがなに直すということで、やりとりのそうこう、そうこうした記録が残るという形にこれは訂正したいというふうにさせていただきます。それから2点目の44ページ、「それを取り上げさせよう」というところの「取り上げ」を「取りやめ」というかたちなのですけれど、こちらにつきましては委員さん全員に諮っていただいて、言い間違いというかたちで、直してもいいかということを確認した上で、処理したいと思います。

佐藤委員

- ・私、言い間違いだと言ってないのです。

北沢委員

- ・テープでもう一度確認して下さい。本人はそうおっしゃっているということですが、テープ起こしでもう一度確認すればいいのではないですか。

愛場委員

- ・それはこの前話したじゃないですか。本人はどういう言い方でお互いとその時の勢いで言い間違いがあるかもしれないけれど、正確にはこういうことだという補足も認めることにしたじゃないですか、前回。発言した本人が僕もわかりません、どう言ったかはね。言いたかった意味はむしろそれを取りやめさせようとしたほうが自分の言いたいことだったとおっしゃっているわけだから、別にそんなの

は。

中島武雄委員

- ・今佐藤さんが言っているのは言い間違いじゃないと言っているのですよ。

佐藤委員

- ・テープの聞き取り方の問題でしょ。

鈴木議長

- ・その点に関しては委員の皆さんに諮ってどういうふうにするかを確認したいと思いますので、それについては北沢委員の方からテープを確認したらよろしいのではないかという発言がありました。それでよろしいでしょうか。

愛場委員

- ・ちょっと待ってください。テープを聞いた結果この通りに言っていた場合はどうするのですか。もしかしたら本人が「取り上げたら」と言っていたかもしれません。

鈴木議長

- ・それは、愛場さん。あなたのその発言は今いない。ちょっとまって。

朝見委員

- ・テープを確認するまでもなく、佐藤さんがこうおっしゃって、皆さんに私はいくという意味で言ったのだよ。ということで言ったのだから、ここを変えるだけならテープを確認しないで、今ご本人がこうおっしゃったのだから、もうこれでいいと思うのですけれど。

鈴木議長

- ・今委員の方からの意見が2つ出てきましたが、どのように処理したらよろしいでしょうか。
- ・はい、中島委員。

中島武雄委員

- ・ただ今のはね、佐藤さんが言い間違いかもしれないというのであればね、それはそれでいいのだけど、間違いじゃないと。聞き取りが聞き間違えて間違えたのだろうという言い方をしているわけですよ。それと、各あれを今のようにみんな直しちゃうと、それぞれの発言が後になって、いや、私はこういうふうに言ったのではないとか、

愛場委員

- ・前回言ったその議論は。僕がお互い認めましよう、本人がそう言っていて、そう聞いていて…

<挙手との声>

鈴木議長

- ・前回の会議録の確認の時もわからない時にはテープを起こして確認しましょうということが一応あったと思うのです。今北沢委員からの提案でもって、とにかく一応疑問が出たわけですから、テープで確認して、次回どうするか皆さんに諮りますという形にすればよろしいのではないのでしょうか。

愛場委員

- ・だめ反対です。ということは、その確認して、このことを本人にあなたが間違いなくこのように言っていますと行って、いいかどうか次の会合で決めるのですか。

鈴木議長

- ・テープを起こして聞いていて、次回の会議の時にこうこうこういうふうに確認しました。このように処理したいという事務局からの指摘があれば皆さんにそれを確認したいと思います。

愛場委員

- ・ということは、その確認がつくまでは、会議録は公開されませんね。

鈴木議長

- ・そういうことになりますね。

愛場委員

- ・おかしいですよ。前回の事も無しにしましょう。全部テープを聞きましょう、前回の。やめましょうよ。もったいない。時間が無駄な。

吉田総務課長

- ・今の件なのですけれど、「取り上げ」と「取りやめ」につきましては、私どもの方もテープを聞き直してもまた同じようなことになってしまうこともありますので、この辺は佐藤委員さんがおっしゃったことと、実際の聞いたものがその辺の行き違いがあるのかなということですので、みなさんがこれでよろしければ佐藤さんの意見を尊重してですね、私どもの聞き間違いという部分もあるかもしれませんが、大きく内容を改めるものではないので、単なる聞き間違いの延長のような感じもしますので、みなさんがよろしければ改めてテープを聞かなくても修正してはいかががでしょうか。

鈴木議長

- ・事務局からこのような意見が出ておりますが、よろしいでしょうか。

<委員から結構ですとの声上がる>

鈴木議長

- ・では議事録の方はこれで処理したいと思います。よろしくお願ひします。
- ・その他事務局から議事録についての説明が何かありますか。無いようですので次に進みます。
- ・続いて議題の2に入りたいと思います。諮問の補足について小峰町長から説明を

お願いします。

小峰町長

- ・それでは前回の会議で、宿題となっておりました諮問の補足説明について、文章化をしましたので、読み上げて説明に代えさせていただきます。

<諮問の補足説明について読み上げる>

鈴木議長

- ・ただいま小峰町長から諮問の補足説明ということに関して説明がございました。これについて質問等がある場合には挙手をお願いしたいと思います。
- ・はい。愛場委員。

愛場委員

- ・はい。ここでこの場合でもまだ諮問書とならないのはどういうことなのでしょうか。

小峰町長

- ・すでに諮問については文書化されていますので、補足ということで、前回も私、第3回の時に補足を口頭で行ったわけで、口頭ではなく文書でほしいということで、文書化しただけの事なのですけれど。

愛場委員

- ・単純な形で、前回配っていただいた、検討委員長様、鳩山ニュータウンのあり方について報告を求めます。という1枚だけのやつを前に頂いているのですよね。これに添付をされるものがこの文書でよろしいのでしょうか。平成26年5月30日付の文書をそちらが…

小峰町長

- ・検討委員会の設置要綱の中の要綱第2条の中にすでに書いているのですよね。ただその中で、実際のあり方については、特別広報の方にまとめられていまして、それを参照にしてくださいということで、第1回のところではお話をさせていただいております。そこで一つの文章になっていなかったことは誤解を生んだと思いますので、一つの文章にしたものです。

愛場委員

- ・これは拝見したのですが、僕は是非スタートラインにあたって、諮問事項について明確にしていってほしいということをお願いした理由の一つは、この前町長からももちろん口頭での説明があったのですが、僕の中で二つあったわけです。要するに町が考える自治組織のあり方運用スタイルについて、町はこういう意見があります。それとは別に現在一つの地域に複数の団体に交付金を出すことは、これは良いことではないのだと、そのことを何とか改善したいということも一つのまず第一時的な皆さんにそれでも良いのか、あるいはどうしたら良いのか、それについてお聞かせいただきたいということも非常に僕は印象に残っているのですが、それはここに含まれているのでしょうか。

小峰町長

- ・書いております。

愛場委員

- ・どこに含まれているのでしょうか。それだけ教えていただければ。

小峰町長

- ・町の提案とは、(1)から(4)を総合的に判断すれば一つの地域には一つの自治協力団体というふうにとれるはずで、(1)で区域は道路などで区域分けされた一定の区域で形成されており、居住者で組織されていること、(3)として、自治会への加入は世帯単位とし、全世帯で構成されることが基本。自治会への加入は強制されることはなく、自治会の意義等に理解を求めていくこと、また加入を拒むことのないようにすること。そうした(1)と(3)を総合的に考えれば、これはひとつの地域に一つの自治協力団体と町は考えているということになります。そのことは(3)の諮問理由のところでも述べられています。以上です。

愛場委員

- ・はい。確認します。今おっしゃったように町としては、この裏の諮問理由のところにも書いてありますが、自治協力団体は一つの地域に一つであるべきだと、こういうことですね。それが町の考え方になっている。

小峰町長

- ・そうですし、全国どこを見てもありませんので、本来の姿に戻したいと思えますし、この十数年はある意味では鳩山ニュータウンのだけが特別扱いされてきたというふうに思います。その特別扱いをやめるのだということです。なかなかそういうことは文章化、表現しづらいので、こうして当たり障りないように(1)から(4)までまとめてあります。

鈴木議長

- ・ということでご理解いただけませんか。

愛場委員

- ・もう一回言います。最後にごめんなさいね。あくまでも町が自治協力団体として登録し、お金を出す相手として何がふさわしいかということについて検討して欲しいのですよね。それにリンクして我々自治会がどういうふうにするかはまた別の提案として、あ、いや、提案じゃないですね。町としては自治協力団体交付金を交付する団体としては…

小峰町長

- ・町の考え方をここで確認していただければということです。

佐藤委員

- ・今日いただいたこの補足説明の中で自治組織、自治協力団体、それから自治会とその文その文で違っているのだけど、これはなぜ自治協力団体という一つの言葉で統一されないのですか。

小峰町長

- ・今までは、地域の自治組織と言いますと、ほぼ自治協力団体とイコールでございました。それが長年続いてございましたけれど、昨年ですか、鳩山ニュータウン住民自治会の申請が出まして、町ではそういったことの検討の中で、一つの地域に複数の自治協力団体は望ましくないという立場を確認いたしました。ですから、その時点で、鳩山ニュータウン住民自治会は、自らは自治会というふうに自己規定しておりますけれど、町では自治協力団体としては認定していないわけで、ここに懐疑が生まれてしまったということで、いわゆる自治組織ということや、自治協力団体ということについて、まだそういう面では、町の職員を含めてなかなか理解が十分でなかったと。そういうことで、混同した部分もございませけれど、今回この中では再三再四、町が言っている自治組織とは、自治協力団体であるということをお二度三度にわたりまして書いておりますので、あくまでここで諮問している内容は、自治協力団体のあり方についてだけです。

佐藤委員

- ・そうするとね。ここの自治組織、各自治協力団体という書き方は、自治組織はイコール自治協力団体ではないのですね。

小峰町長

- ・そうではなくて、第1回の検討委員会で要綱を差し上げましたけれど、その要綱には自治組織となっていたので、いったん出したものは変更が難しいので、かっこをして自治協力団体であると、これを用いている自治組織とは第1回の検討委員会以降述べているとおり自治協力団体となりますということで、終始一貫この文章全体を通じるもの、またこの委員会で検討する場合には、あくまで自治協力団体のことであると、この第1回の検討委員会から、再三再四申し上げていることとでございます。

佐藤委員

- ・まだ続きがあります。そうすると町の提案とはという2の(3)に「自治会への加入は世帯単位」と書いてありますが、ここは自治協力団体へのという意味ですか。ということは自治会ではなくて、そのように訂正されるということですか

小峰町長

- ・自治会並びに自治組織は、自治協力団体であるということをご認識いただきたいと思います。

佐藤委員

- ・じゃあここは全部自治協力団体だということによろしいですね。

小峰町長

- ・再三再四そう申し上げております。

愛場委員

- ・はい、じゃあ今の話の確認で、わかりました。要するに町としては、文面上はいくつかの用語が使っていますが、町が我々に検討していただきたいのは、全部用語としては、文章はこのままだでも意味合いとしては自治協力団体というふう

に読み替えて理解していけば良いということですね。

小峰町長

- ・第2回目の時から再三再四申し上げていることでございます。

愛場委員

- ・いや、わからなかったです。今回初めて確認できました。

鈴木議長

- ・これで結構でございますか。それでは一応町長の補足説明が終わりました。ということにしたいと思えます。それでは次の議題に移りたいと思えます。
- ・三番目の諮問に対する検討ということで、進めたいと思えますが、今日はその前に議長として委員長として一言申し上げたいと思えます。この会議の進め方ということなのですが、今町長の補足説明などで、説明されましたようにこの町からの諮問については、去年の特別広報などでもすでに町の考え方が皆さんに考え方としてお示ししておりますし、そのために意見交換会も2回もやり、広報などをもって説明を行った。ということと、本会議が始まって以降も重々説明したと、ということで、今補足説明の了承をいただいたということですので、改めて諮問に関する検討事項に入るわけですが、すでに十分な時間をかけて、皆さんが見たり聞いたり、あるいは質疑応答をしたりしておりますので、もう少し速やかにこの会議を進めるために、ちょっと私から提案したいのですが、このカッコについてを一つ一つ取り上げて、みなさんの意見を聞いたり議論を展開するのも時間上の問題もありますので、一つ私の提案なのですが、カッコについて、町の提案の内容について、委員の皆さんに一人ひとりご意見を伺っていきたい。それで、そのご意見の中には、町の考え方が、いいですよ。悪いですよ。あるいはこのように修正したら良いのではないですか。という方法もあろうかと思えます。いずれにしましてもこれだけ説明を経た上ですので、委員の皆さんに一人ひとりご意見を伺う形になってもいいのかな。というように思っております。この進め方を皆さんに諮りたいのですが、よろしいでしょうか。

愛場委員

- ・前回もその方式でやったのですよね。一回一回意見を出してくださいと言って。

鈴木議長

- ・あれは全く別の問題です。あれは今の鳩山ニュータウンの今後の自治会のあり方について委員さんの思いを一人ひとり述べてくださいということで、諮問に対するものではありませんでした。第2回目の会議でしたね。

愛場委員

- ・あの、もうちょっと待って下さい。一人ひとりの意見を言うことは、それは採決につながってきますので、もう少し後にしてください。まずは全体的に自分が判断する上で必要な情報とかをもう少し意見交換した上でやったらどうでしょう。その中で意見がある人が言えればいいのではないのでしょうか。

鈴木議長

- ・方法について提案した内容については私が今説明したとおりでございますので、

愛場委員からそのような意見が出ましたが皆さんとしてはいかがでしょうか。

志賀委員

- ・私はいくまでも一本化したいのです。自治会を一本にまとめたい。現在存在しているのは新自治会と従来の自治会があります。これを何度か一緒にできませんかと質問してきましたが、その時にはできなかつたのです。そこで、改めて私は提案したいのですけれど、とにかく一回全部解散しちゃうのです。チャラにして、それで新たにね、一本の方向で住民各位から申し込みをもらって一つの自治会をまとめたい。ひとつ。自治会はひとつ。わかりますよね。

鈴木議長

- ・志賀委員から今提案がございましたが、志賀委員の提案の内容には今後の我々の自治組織のあり方をこのように考えたらどうなのかという、諮問に対して、どういう検討があってどのように答申するかという課題の中にあるもっと大きな問題に繋がっていくので、これは今私が皆さんに伺いたいということと若干ずれますので、ちょっと保留にさせておいていただきたいのですが、この諮問に対する検討の仕方について皆さんにご相談申し上げているのです。

佐藤委員

- ・今志賀さんがおっしゃったのはね、要綱の第2条の(3)のこの中の終わりの方のテーマになることだろうと思うのですよ。それで、要綱の第2条の(1)のあり方について調査研究することってまずありますね。その次にその組織づくりに向けた方向性を整理することってありますね。そして三番目に自治組織の抱える課題の解決に関することっていう3つが順番に段階を追って書いてあるのです。それで、この自治組織を自治協力団体に置き換えて考えれば、この場合はいいということですので、この(1)(2)(3)を順番に話し合っていけばいいのではないですか。ですから、各委員の一人ひとりが、まとめた意見を言っても論議を深めることには繋がらないと思います。

鈴木議長

- ・今の町の提案に対するこの(1)(2)(3)を、段階を追ってやるべきではないかなというご提案、ご指摘でありましたけれど、(1)については2の町の提案の中の(1)(2)(3)(4)...

佐藤委員

- ・えっ、何を言っているの。もっとわかりやすく言ってくれませんか。よく聞こえないのだから。

鈴木議長

- ・検討委員会で検討していただきたい事項というところの中の(1)(2)(3)を、順番にやっていけば良いではないかという佐藤委員の意見がございましたね。それで、1の(2)、町の提案する自治組織のあり方については、町の提案とは「二番目の町の提案とは」の中の(1)(2)(3)(4)が該当する形になると思うのです。

小峰町長

- ・1の(1)で述べている町の提案する自治組織、これについては、2の町の提案と

はということで(1)から(4)までまとめておりますので、1の(1)はまず2の(1)から(4)までを検討していただくことになると思います。よろしくお願い致します。

鈴木議長

- ・という町長の説明がございましたが、それでよろしいですか。それと…

佐藤委員

- ・ちょっとイコールにならないような気がするのだけど。

小峰町長

- ・ちゃんと読んでください。町の提案する自治組織、自治協力団体のあり方についてその町の提案とはということで、2番としてまとまっているのです。それが(1)から(4)まで整理されています。これをお分かりになりませんか。

佐藤委員

- ・何をおっしゃっているの。

小峰町長

- ・1番で、検討委員会で検討していただきたい事項の(1)、町の提案する自治組織、自治協力団体のあり方の町の提案というものは、具体的には2の町の提案とはということで、(1)から(4)までにちゃんとまとめております。ですから1の(1)から順番に進めれば2の(1)から(4)を具体的にご議論いただくことということになります。お願いをいたします。

鈴木議長

- ・今、町長のご説明でご理解いただけましたか。

佐藤委員

- ・ええ、町が言っている提案をここでは調査し研究することって書いてありますよね。

鈴木議長

- ・私は先程皆さんに進め方ということで、1番の(1)を受ける形で2番の(1)(2)(3)(4)について委員各自のご意見を頂いて進めたほうがよろしいのではないかとということでございますので、ご了承頂きたいと思います。その進め方について、ご意見をいただければと思います。

愛場委員

- ・大きな問題と言っているわけではないのですが、まず1の(3)に関係する今後に対してこうしたいということを先に言ってしまうと、それは最後の大事な結論なので、まず自分が判断する上で、知りたいことを質問とか確認したいことを先にした上で、次の段階にじゃあ、自分にとってはある程度判断材料ができたので、これからについてはこうした方がいいとかっていう提案をするというふうに、分けた方がいいですよ。

鈴木議長

- ・第1回目の会議以降町長からの説明があり、質疑応答がありという経緯を経ていきますので、その辺はすでに十分ご理解頂いていると思います。

愛場委員

- ・全然十分じゃないじゃないですか。

小峰町長

- ・全体で検討に入るか、そうでないか、皆さんに諮ってはいかがですか。

鈴木議長

- ・では、私が今提案したようなことで検討に入るのか、愛場委員から提案されたようなかたちで検討に入っていくのかそれを決めたいと思いますので、皆さんご意見あったら言ってください。

藤山委員

- ・今、話を聞いていたけれども、なんか建設的にやろうという気が無いのではないの。というのは、私は正直感じます。そして町長が丁寧に説明を私達各位にされた内容につきましては、まずは町の提案ということで、これは昨年の意見交換会の2回の場においても同じことばかり言っているわけです。で、今現在、今年も、この委員会が発足して意見を出し合おうとしておりますけれど、まずこの町の整理された文章の中の町の提案項目(1)から(4)番というものの町の提案イコール方向付け、我々の新しい組織、自治協力団体のあり方、これについての考え方をまず整理されておるといのが、終始一貫二年間されておるわけです。で、私は一回目の検討委員会の中においても、各委員の意見を述べよということがありましたので、私は町の提案ということに対する方向付けは基本的に理解し、それに同意しますということで、それについての意見が異なることがあれば、それを言ってください。ということで申し上げてきました。この方向性というものをまず共通認識で、みなさんがそれを真剣に捉えて、こういうふうにするのだということであれば、この書面の1番の検討項目という(1)(2)(3)ということが具体的に展開されるものだというふうに明確に思っております。従いまして、この町の提案の4つの大前提を理解し、共通認識として、こういうことでやっていったほうがいいのかというのがあれば、私はそれでやりたいのですが、他に意見があるのだったら言ってください。その時間は10分か15分でしめてやってください。もう4回もやって何にも中身が無いという検討委員会になっておりますので、私自身は非常に残念です。以上です。

北沢委員

- ・ちょっと愛場さんに質問したいのですが、実はですね、住民自治会だよりというのが10月17日に出されています。愛場さんは検討委員会の委員であり、ここの代表であると思っておりますけれど、一方では報告されている、一方は自治協力団体の設立届をその数日後に出しているということと、それから先程の3回目の会議録の中で、29ページですけども、また違った方向性付けをしていると。29ページの真ん中辺からです。これは新自治会と自治会が一緒になればいいと、こういうことで、この考え方がどの方向になるのかいわゆる跛行性があるのではないかと思っておりますので、この真意をお聞きしたい。以上です。

鈴木議長

- ・質問と言うか手短にお願いしたのですが、愛場さん答えられますか。

愛場委員

- ・僕はお互いそうやって質問しあうのは異存がないので構いませんけれども、最終的な解決方法についての町の提案についての賛成とは別に質問とか、いいですよ、別に答えられますよ。

鈴木議長

- ・はい、そのことは本題とちょっと逸脱しますので、一応質問して答えたという形で進めたいと思いますので、先程からご提案申し上げてございますけれども、町の提案ということで、(1)の町の提案についての議論の検討に入りたいと思います。皆さんのご意見を諮って決を取りたいのですけれどもいかがでしょうか。

佐藤委員

- ・もう一回。

<異議なし。反対。>それぞれの声が上がる

藤山委員

- ・議長皆さんの意見を聞いてくださいよ。

佐藤委員

- ・この、町の提案は4つあるということだけれど、ここにはひとつの地域に一つの自治協力団体とするという提案は無いのですか。

小峰町長

- ・これも先程申し上げたのですけれど、(1)の区域は道路などで区域分けされた一定の区域で形成されており、居住者で組織されていること。ということと、(3)の自治会への加入は世帯単位とし、全世帯で構成することが基本。自治会への加入は強制するものではなく、自治会の加入について理解を求めていくこと、また加入を拒むことが無いようにすることを総合的に判断すれば、ひとつの地域にはひとつの自治会というふうに必然的になるのではないかというふうに思います。

佐藤委員

- ・はい。続きがあります。今の町長のご説明だと、(1)と(3)でそれがひとつと言っているということなのですが、その諮問理由の4行目に自治組織は一定の区域に住む人々が自主的に構成する任意団体、これは変わりないですよ。当然ですよ。その自治協力団体って言っても、その任意の団体だから100パーセントにならなくても別の組織を作ることは当然考えていいわけじゃないですか。任意だから。そこが合わないじゃない。

小峰町長

- ・任意団体を組織するのは全く自由です。だけれども、町が任意団体に自治協力団体交付金としてお金を複数の団体に出すことはできませんよと。

佐藤委員

- ・そうすると(5)に一つの地域に一つの自治協力団体としたいというのが、提案として書かれればわかりやすいのじゃない。

鈴木議長

- ・他の委員の方意見があればお願いします。

小峰町長

- ・是非町の提案ということで2の(1)から(4)までございます。個別に皆さん方で決めていただければというふうにお願いします。よろしくをお願いします。

鈴木議長

- ・他の委員の方ご意見ございますか。はい、朝見さん。

朝見委員

- ・難しいことはわからないのですけれども、要するに町は、「例として丁目単位」でなくて、「丁目単位」で行きたいということなのですよ。

小峰町長

- ・それはあくまで例であって、小規模、まとまりやすいですね、旧村で言うと20戸から大体2・300戸、400戸までなのですよ。

朝見委員

- ・そういうふうに「例として」と言うと検討しにくいと思うのですよね。だから、もう丁目単位で、町内会的な組織を作るのはどうだっていうふうに、もう聞いてしまわれたらいかがですか。

小峰町長

- ・その辺は悩んだところなのですけれども、一方であくまで任意組織ですから、住民の皆さんが住民のみなさんで判断して組織しているという側面もございしますので、この町の提案がちょっと具体性に乏しいのではないかというふうなご指摘も受けると思うのですけれども、あまり決めすぎちゃうと任意委員で皆様方が組織していくことに制限がかかってきますので、かなり和らげて表現しているのですよ。

朝見委員

- ・それが、議論が進んでいかない理由だと思うのですけれど。

小峰町長

- ・自治協力団体といった時に二つの側面があるのですよね。ひとつはあくまで地域の皆様が自主的に作る任意団体であるという側面。一方で町の方から自治協力団体交付金が出るという公の側面。この二つの側面がありますので、その点に配慮した結果、こういうふうな表現になっていると、そういうことで是非ご理解いただきたいと思います。

愛場委員

- ・では、議論する上で自治協力団体とはお互い共通認識がなきゃ進まないでしょ。そもそもが、今の話だと、自治協力団体というのは、要するにここに書いてある町の行政事務に協力し、地域活動を行う字・自治会のことであって、それに対してお金を交付できる団体のことですよね。現状では、あくまでも町の行政事務に協力し、地域活動を行う自治会に対して、交付金を交付するものとする。そのお金を交付してもいい団体の登録のための要綱なのですよ、これは。お金ですよ。お金を交付しない自治協力団体というのはあるのでしょうか。

小峰町長

- ・ありませんよ。それは再三言っていると思いますよ。あくまで自治協力団体として認めれば自治協力団体交付金を交付します。

愛場委員

- ・今の要綱では、あくまでも町に協力したり自治活動を行ったりすることと、お金をもらうことはセットですよ。それ以外の選択肢は無いのでしょうか。町に協力する団体であっても、お金の支払いについては別のワンクッションを置く手もあるかもしれないのですよ。とりあえず僕は聞きたい。今はどうですかと聞きたい。

小峰町長

- ・様々な町の中に団体がありますが、ここではあくまで自治協力団体として申請していただいて、そこに町が自治協力団体交付金を支払っている団体のことで、それ以外のことについて、ここに諮問をかけているわけではございませんので申し訳ありませんがお願いします。

愛場委員

- ・いや、そのところが、要するに自治協力団体になることがどういう意味なのかについて、もう一度確認させていただかないと、ここに書いてありますよね。自治協力団体の交付事業と書いてありますよね。これですよ。こういう事業をやっていることを前提にお金をもらえるということですよ。

鈴木議長

- ・要綱を見てやっておられるわけですよ。では、そこに書かれてあるのが全てではないですか。

愛場委員

- ・そうですよ。逆にいうと、ここに書いてあるのは、美化活動、交通安全、消防コミュニティ、福祉活動って書いてありますよね。今までやって来ましたが、こういう活動及び広報誌の配布及び回覧文書の配布をやってくれていること、これが、お金を交付し、交付団体として認める条件ですよ。

小峰町長

- ・それは、今までの自治協力団体の要綱だと思うのですが、述べているように一昨年に鳩山ニュータウン住民自治会から自治協力団体の届が出まして、一つの地域に複数の自治協力団体が存在することはやはり問題があるというふうに町

は判断を持ったということです。ですから、その諮問理由の下から7行目から、現在鳩山ニュータウンの中には2つの自治協力団体が登録されています。しかし町は改めて、自治協力団体はひとつの地域には一つであるべきで、かつ、まとまりやすい規模とする考えを示しました。こういう考え方を出したのです。その考え方について、今、町の提案とはということで、(1)から(4)の方にまとめさせていただきまして、それについて諮問をしているわけですから、これが是か非かということをご自分で検討していただければというふうに思います。

愛場委員

- ・ですから、現在二つ交付している。それは何か問題があったのですか。それを教えて下さい。何か問題があったのですか。その二つの自治会に。

小峰町長

- ・ですから、全国でこの鳩山ニュータウンにしかこれは無いのですよ。

愛場委員

- ・全国に無くたって、これは違法じゃないでしょ。違法じゃないのだから、政策なのですから、現実に二つの自治会が活動しているのは事実なのだから。

小峰町長

- ・その政策は間違いであったという判断をもって、新しい提案をしているのです。

愛場委員

- ・それが間違いだと誰が判断したのですか。

小峰町長

- ・私が判断しました。

愛場委員

- ・ほら、あなた、町長が変わったら、意見を変えるのですか、町は。今何の問題も起きていないでしょ。そこをはっきりさせてください。なぜ、今二つの自治会があって…

小峰町長

- ・それを皆さんが判断してください。町はそういうふうに考えているのですから。そうじゃないということを皆さんがご意見…

愛場委員

- ・全国に無いからやめろと言っているわけではないでしょ。別に支障が無くて、僕らはそういう活動を今までやってきたじゃないですか。お金も重複して払ってないでしょ。交付金は。税金の二重払いもしてないのですから。今のままだでも特に僕は問題ないと思っているのですよ。特に。複数であっても。だからそこをはっきりしてくださいよ。

小峰町長

- ・意見の違いによって組織されたものにお金は出せません。

愛場委員

- ・だから、理由は何ですか。

鈴木議長

- ・ちょっと待ってください。藤山委員。

藤山委員

- ・愛場さん、それはちょっとあまりにも広義で大きな領域の話をし過ぎだと思うのですよ。個人的に思うのですけれどね。愛場さんが言っている意味も分かるけれど、この検討委員会という我々に与えられた任務は、そういうふうな大きな問題はね、大前提をやっぱりこういうふうに示されているものを、「これで行きましょうか」ということを焦点に物を言っている訳ですよ。だからさっき言ったようにこういった焦点をつけて、これについての考え方に異議があれば、それは、それに対しての理由を言う。で、それがなければ検討事項(1)(2)(3)を展開して出さないと全く答申事項なんて出ないのですよ。ということを私は言いたいのので、今ちょっと口走ったということなので、理解してほしい。

鈴木議長

- ・それでは先程から再三言っておりますけれど、いつも検討委員会で検討していただいた事項の(1)(2)(3)が、その(1)については町の提案として4項を上げてあるわけです。それについて各委員の皆さんのご意見を頂けないかということをやったところで止まっちゃっていた訳なのですが、これについてその方向で行きましょうということであるのだとすれば、その方向で行きたいし、それから代案があったのならば、それを皆さんに意見として言っていたらかないと、これが進みません。

中島清大委員

- ・先程、愛場さんから原理は何の問題も無いじゃないかという話がありましたが、それで、私は私なりに今日の会のためにここにその流れを作ってみました。それで町の提案のあるべき姿と言うのはこういうことを要求しているのだな。ということと、後は検討委員会で何をやればいいんだと、いうことで、それを見た時に、諮問の内容というものは(1)(2)(3)とあるのですが、それを順に従って、こう見てみました。というのは町が提案している案について調査研究すること、というのがあります。それで要するに町は町の立場として、私は住民の立場でちょっと考えてみました。
- ・まずは一般的なこととしてニュータウンの分析を行ってみました。ひとつは自治協力団体の組織率これは30.5パーセント、あとの70パーセントは入っていないという現状です。あと、高齢化という問題がある。高齢化でも、鳩山町は34パーセント、ニュータウンは42パーセント。これが、30年になると50パーセントになるという推計があります。ということで、こういう状況だよと。
- ・それともう一つニュータウンを取り巻いている問題点としては、ニュータウンの組織率が低いことと、自治会、新自治会、会員外が混在しているということで、コミュニティが取れない。小地域における寄付集めもできない。それから、ニュータウンの高齢化が進む中で、小地域での交流、見守り活動、それから、共助共生の支えあう社会づくり、これもそういう状態になっている。

- ・それから、さっき志賀さんがおっしゃいました、現状の自治会を統一すればいいのではないかという話があったのですが、まあ30パーセントしか無いこともあるし、小地域のいろんなコミュニティを図るためにはやはり、もっと小さくしないと、ダメだなということを考えています。そういうことで、こういったことを踏まえて、これを検討したいということです。以上です。

鈴木議長

- ・今、中島委員から、ご意見を提案したいというようなことを言っていただきました。私は少し乱暴だと言われましたけれど、時間の問題と皆さんに周知した状況を考えて、そういった方法で進められないかと言ったことから、色々と複雑にさせてしまいましたけれど、この1番上の(1)を見る形で、2番目の(1)(2)(3)(4)を丁寧にこれから議論していったほうがいいですよということであるならば、そこでもって皆さんがそれでもっていいですよってこと言うのならば、そのような進め方をしたいと思いますが、一方で先程から懸念しているとおり、時間の制限がこの委員会にはあると、それを今度はそう進めていけば、大幅に延長していかなくてはいけないというようなこともありますので、そのことも含めてご検討いただければこの今中島さんが言ったような、町の提案通りに進めていこうということでもいいかどうか、それをご意見いただきたい。決を取りたい。いかがですか。

朝見委員

- ・もう、決を取られたらいかがですか。

鈴木議長

- ・はい。藤山委員。

藤山委員

- ・すみません、お先に。先ほど私が言ったように、この町長の文書にある諮問理由とあるのは、端的に書いてある訳です。これについて中島さんは繰り返し言われました。「これしかないのだ」と。で、そういうことであって、さらに表のページの町の提案というものの4項目、これについての大前提、方向付けというものを皆さんが認識するのであれば、今日審議するのは1番の検討事項(1)(2)(3)なのです。そこを焦点当てて、どんどんやってください。議長、お願いします。

鈴木議長

- ・議論が出ましたけれども。はい、朝見委員。

朝見委員

- ・同じです。番号に沿って、町の提案の、議論を進めて良いかどうかということ「挙手」で決を取られたらいかがですか。

鈴木議長

- ・はい、これは先ほどからお願いしているのですが、今の、私が先ほどちょっと乱暴に進めようとしたのだけれども、それについては、「ちょっと具合が悪いぞ」ということで、検討委員会の各事項について、「1の(1)(2)(3)と丁寧に進め

ましょうということを決めましょうということによろしいですか」、ということの決を取りたいのですが、よろしいですか。決を取りますよ。

藤山委員

- ・全員に聞いてください。全員に。個人に対して聞くのではなくて、全員に聞くべきでしょう。

鈴木議長

- ・全員に聞いているつもりですけども。

藤山委員

- ・挙手するとか、合意されたらとか、ちゃんと決めてください。

北沢委員

- ・ちょっとよろしいですか、ちょっとすみません、良いですか。

愛場委員

- ・異論がなければ採決するまでもなく…

北沢委員

- ・異論がないなら採決で良いではないですか。それで…

愛場委員

- ・いや、採決しても良いですけども。

藤山委員

- ・全員の意見を聞いていたら全く同じだ。

愛場委員

- ・でも、前回決めたではないですか、三つをいっしょくたにやろうと決めたではないですか。
- ・だから、別に異存はないです。それで決めても。

鈴木議長

- ・採決でもって結構ということなので、採決にしたいと思います。で…

藤山委員

- ・皆さんの合意を取ってください。

鈴木議長

- ・今、採決をします。

藤山委員

- ・そういう方向で行くことを皆さんの委員としての合意を得てください。まず、前提として。何も発言されていないではないですか。

愛場委員

- ・いや、議長、まあ別に…別にと言っではいけないな、そんなに意見が違わないと思うので。

鈴木議長

- ・今、1の(1)を受ける形で、2の4項目があります。これについて具体的に検討していくということを決めたいと思います。それでよろしい方、挙手をお願いします。

北沢委員

- ・意味が分からない。

愛場委員

- ・あいまいな採決はやめてください。何について今手を挙げれば良いのですか。
- ・僕の理解では、町の提案の2の(1)から(4)がありますよね。これを具体的な事例として1番の(1)(2)(3)について、そこで随時、いっしょくたに話し合いませんかということであれば僕は賛成ですけれど。しょうがないと思いますけれども。良いのですか。

藤山委員

- ・愛場さんが言ったことを「皆に確認したらどうですか」と議長に言ってもらえば。

愛場委員

- ・僕は、前は1の(1)(2)(3)を順番にやれば良いのだけれども、それはもう時間がないという話だから、2の提案を具体的な精査してもう一回議論をやろうと、それだけです。

鈴木議長

- ・何回も言うようですが、1の(1)(2)(3)については順番に進みますが、とりあえず1の(1)を受ける形で、2の(1)(2)(3)(4)について、進めたいと思います。それに賛成の方、手を挙げてください。

北沢委員

- ・何言っているのか良く分からない。

鈴木議長

- ・良く分からないですか。

北沢委員

- ・意味が分からない。

鈴木議長

- ・もう一回手を挙げてください。

藤山委員

- ・愛場さんが言われたのをもう一度言ってください。

愛場委員

- ・そう、まあ、いや、せつかく時間が…

鈴木議長

- ・もう一回お願いします。では、もう一回言います。1の(1)(2)(3)を順次進めます。次に1の(1)について受ける形で、2の(1)(2)(3)(4)がございます。それについて議論、意見交換をしてまいりますということを議決したいと思えます。それに賛成の方、手を挙げてください。

委員一同

- ・はい。

鈴木議長

- ・賛成多数、11人。

<全員賛成>と声あり。

鈴木議長

- ・賛成多数ですので、この形でもって進めます。

<全員賛成>と声あり。

愛場委員

- ・いや、ニュアンスが、良いですどうせそれで、微妙に違うのです。だから、むしろ議長の提案の方が厳しいのです。順番にやるのだから。

鈴木議長

- ・それでは、検討委員会で検討していただきたい事項についての1の(1)「町の提案する自治組織（自治協力団体）のあり方について調査し、研究すること。」として、2の町の提案のその内容4項目がありますが、これについて議論をして意見交換をしたいと思えます。(1)(2)(3)(4)の(1)についてまず進めるのが順当かなと思えますので、(1)について意見を求めます。

北沢委員

- ・採決してください。

愛場委員

- ・採決ではなくて意見ですから。

鈴木議長

- ・いや、無ければ採決します。よろしいですか。

佐藤委員

- ・はい、手を挙げている。

中島武雄委員

- ・今、1のね、2の(1)の区域についてということで、これをやりましょうと言うことですね。私は、当然良いと思います。
- ・特に、今までの問題点というのは、やっぱり、今、町長が言っているように地域の中に二つの自治会がある。「こっちの人はこっちの会に」、「こっちの人はこっちの会に」となると、その結果がどうかという入っていない人が増えてしまった。
- ・ですから、地域でいくつか自治会ができると、「こっちの自治会に入っている人」「こっちの自治会に入っている人」「入らなくても良いやという」、それが二つの自治会に、どっちが良いのではなくて、一つの自治会の時は、相当自治会の会員が高かったのです。二つに分かれてからが、どちらにも入らない人が増えてきたのです。
- ・ですから、やっぱり、一つの地域は、必ず入っていないか、一つの自治会に入っているかと。「こっちの自治会に入っている」「こっちの自治会に入っている」というのはやはり良くないと。それによって入らない人が増えてきた。
- ・ということで、やはり一つの地域、区域に囲まれた所の自治会は一つということが良いと思います。

鈴木議長

- ・(1)の提案はよろしいですね。

中島武雄委員

- ・はい、賛成です。私は。

愛場委員

- ・ちょっと待った。すぐに賛成・反対の議論するのではなくて、今決めたことをしっかり守ってください。
- ・今、採決したことは、僕と朝見さんの言ったことはニュアンスが違って採決したのですからね。
- ・僕は、町の提案の2の(1)から(4)までについて、個別について(1)(2)(3)を特に順番をつけなくて良いから、その中で議論をすれば良いのではないかとということで、僕は賛成、手を挙げただけけれども。
- ・議長が採決したのは、町の提案の2の(1)(2)(3)(4)について順番に1の(1)をまずやって、次に同じテーマについて1の(2)の第2段階をやって、次に1の(3)の順でいきましょうって採決したのですよ。そこをおぼえといてください。
- ・今言うべき議論は、そこだということ認識して議論しなければいけないのでしょうか。だいじょうぶですか。

鈴木議長

- ・1の(1)について、を受ける形、2の(1)(2)(3)(4)がありますよと、まずそこから入りましょうということ…

佐藤委員

- ・今、2の(1)をやっているのでしょうか。だから…

愛場委員

- ・2の(1)をやっているのですね。

鈴木議長

- ・はい、そうです。意見を提出してはいかがですか。

愛場委員

- ・はい、分かりました。

佐藤委員

- ・はい、手を挙げている。

鈴木議長

- ・はい、佐藤委員。

佐藤委員

- ・あの、区域あってというのは、「自治協力団体の区域は」という意味ですよ。 「道路などで分けられた一定の区域で形成されており、居住されていること」というふうに町の提案はなっているのですが、現状がいったいどうなっているか ということニュータウンもそうだけど、本村の方も関係が無くはないと思う ので、これ現状を知る必要があると思います。

愛場委員

- ・賛成です。ニュータウンだけでなく、違うのではないですか。赤沼も新住民が いっぱいいて、いろいろ錯綜しているではございませんか。

小峰町長

- ・でも赤沼地域は、大字としては一つしか存在しませんので、町が一つの地域に は一つの自治会と言っていますけれども、そのことにつきましては、いわゆる旧 村の方は全てそうになっている。

愛場委員

- ・組織率は。

小峰町長

- ・組織率は様々ですよ。100%近いところもあれば90%、私の今宿は90%位です かね。

愛場委員

- ・では、一番低いところでも本村では90%位ですか。

小峰町長

- ・ええ、その程度だと思います。

愛場委員

- ・どうですか、総務課。

吉田総務課長

- ・前回、ちょっと回数は忘れてしまいましたが、愛場委員の要望によりまして、その辺の資料は提出したというように思います。

朝見委員

- ・第2回の資料です。
- ・あ、ニュータウンだけだから。他の地域も知りたいということですか。

愛場委員

- ・そうです。一つにしたら会員が増えるとおっしゃっているけど、本当に増えるのかなと思って知りたかった。

吉田総務課長

- ・すいません。失礼しました。ニュータウンだけでした。

鈴木議長

- ・で、まだ分かりませんところはありますか。

愛場委員

- ・つまり、地域に一つにして皆入ってくれるに越したことはないのだけれども、もうお互いに、経験的に分かっているように、入らない自由もあるってことはもう認めている訳だから、入らない人も実際にいる訳ですよ。
- ・だから、一つにすれば、ここに1個しかないのだから、「入らなければいけないかな」、という心理的な強制力が期待できても、現実には、やっぱり一つにしたからといってそこに入るかどうかは別問題でありませんかということをお願いです。

鈴木議長

- ・それは意見ですね。

愛場委員

- ・だから、今ね、一つにした方が、会員がいっぱい入りやすいのではないかと仰ったものだから、そういう効果は必ずしも今はもう期待できなくなったのではないかなと言いたかった訳です。

藤山委員

- ・はい。

鈴木議長

- ・はい、藤山委員。

佐藤委員

- ・いや、私は現状を知りたいと言った。知る必要があると言った。

藤山委員

- ・愛場さん少しだまって。今聞いた愛場さんのことですが、この地域で入らない人はいますよ。どこの市町村でも多分。だけど、今のニュータウンの場合は、ちょっと触れたように二つの自治会が発足してずっとこう来たということから、結局はそういったものの「いざこざ」とか「なんやかんやでわずらいがあってやめます」ということで、どんどん離れていったと。
- ・という今の状態を放置していて、今の福祉の話とか防災とかいろんな観点で改善することが「こういうことやらなくてできますか」いうこともある訳ですよ。
- ・だから、今よりも改善されるような形成の仕方であれば、前向きな建設的に意見を交換して作っていくというふうなことで賛同を願えるのではないかと思ったりしたのだけれども、今の愛場さんのお言葉から言うと、何か他にそれぞれこれに代えて、何か違うことがあればそれを言ってもらった方がより具体的にですね話がしやすいと思うのですけれども。いかがですか。

愛場委員

- ・はい、僕も色々こうまだ考えに続けていないので、時期が来たら僕も提案させてもらいたいと思っていますけど。

藤山委員

- ・もう時間ないから。今回も。検討委員会も。

愛場委員

- ・え、もう時間、これでおしまいなのですか。

鈴木議長

- ・次の(1)について、他の方、ご意見あったら言ってください。ございませんか。

愛場委員

- ・はい。じゃあ。

鈴木議長

- ・はい、愛場委員。

愛場委員

- ・僕自身もまだ、本当に事実確認したい段階なので、まだ迷っているのですよ。
- ・さっきも言いましたように、やはり一つの地域で皆が仲良く一つの器の中でできるに越したことがないっていうのは、それは誰も否定しませんよ。僕だって。
- ・でも、そういう絵に描いた仲良し体制がもう通用しなくなった事実の中で、どうやって現実を踏まえながらお互いの地域で仲良くやっていくかということを考えなければいけない時代になっちゃったのですよ。
- ・その時には、もう町長とは意見が違うのですが、自治会組織の中に意見の違いが認められないとおっしゃいましたよね。代議員会があるのはおかしいと言ったでしょう。そういうことではないと思いますよ。意見が違ってでも…

小峰町長

- ・私の、ちょっと待ってください。ちょっと誤解があるようですけども。

愛場委員

- ・ちょっと待ってください。

鈴木議長

- ・言うてから。はい。

愛場委員

- ・意見の違いがあるようなのは自治会ではないと言っている。

小峰町長

- ・そうではないです。

愛場委員

- ・待ってください。後で確認してください。

小峰町長

- ・それは違います。

鈴木議長

- ・良いですか。

愛場委員

- ・だから僕は、今や、その、「あなたここに住んだのだから入りなさい」と言っ
て、「じゃあ入ろう」っていう人たちはもうほとんど難しい訳だから、むしろ、
僕が言いたいのは、それぞれの違いがある訳です。色合いが。
- ・代議員会とか街区委員制があつて良いと言う今の自治会さんと、新自治会さんは
代議員会とかそういう街区委員制度は、もう今は時代に合わないということで、
新しい会をお作りになった訳ですから。それはそれぞれの考えの違いでしょう。
- ・そういうのは、やっぱり自治会は必要だという気持ちで皆さん入っている訳だか
ら、僕らも同じなのですよ。

鈴木議長

- ・愛場さん、そこで切ってください。切ってください。

愛場委員

- ・僕が言いたいのは、一つの区域に、だけでなく、いろんな違いを認め合いな
がら協力し合う関係を模索した方が良いのではないかっていうことを言いたい
訳です。

鈴木議長

- ・ということ踏まえて、町長。

小峰町長

- ・あくまで任意団体が、様々な考え方で、様々な考えの違いの元に組織されるの
は全く自由なのですけれども、「考え方の違いによって組織された団体に対し

て、自治協力団体交付金、お金を出す訳にはいかないのです。」ということなのです。

- ・例えば、200戸程度の旧村の大字ですよ、では5戸、第3の自治会のパーセンテージから言えば20戸ですかね、200世帯の中で20戸、自分たちの考えが違うから新しい自治会作りました。自治協力団体交付金くださいと言われてもそういうことは、町はできません。ニュータウンに特別扱いできませんから。
- ・様々な団体を組織するのは全く自由ですよ、それはやってください。ただ、今言っているのは「自治協力団体」ですから、交付金を出すところは、一つの地域には一つで、できるだけ全世帯が加入してもらうことを目指してもらって、全員が入ってもらえるようなそういう民主的な運営を目指して、やっていただく団体に町はお金を出したいということです。

愛場委員

- ・それは、町長、小峰町長の政策ですよ。それは、ただの。

鈴木議長

- ・これは何回も言われてその説明を聞いていますから、その他の方に意見があれば、何か他の方に。

村上委員

- ・はい。

鈴木議長

- ・はい、村上さん。

愛場委員

- ・はい、今のところで、つまり議論させてください。せっかくだから。

村上委員

- ・私に当りました。いわゆる町の提案というのは、私は前回もここで読み上げて「賛成だ」という意思表示しています。
- ・今、新自治会に所属しているのですが、会員がだいたい250名から270名、それ以上増えません。やはり地域・地域にいるというのは、それなりの不便は感じております。
- ・ですから、小さい単位で自治会を作るという方が今の組織率を考えると100%は望んでおりません。しかし、35%よりは上がるのではないかということを考えております。これに賛成したいと思っています。

愛場委員

- ・はい。今の件。

鈴木議長

- ・はい、他にいませんか。いません。はい、愛場さん。手短かに。

愛場委員

- ・やはり、お互いどうしても混乱してしまうのだけれども、自治組織のあり方と

自治協力団体のあり方は違うのです。そこはどうしてもお互いに頭を切り替えないと。

- ・町長が言っているのは、一つの地域に自治協力団体なら一個しかお金を出したくないと言っている訳ですから。とすれば、三つの自治会が一緒になって連合自治会を作れば一個になるのだから、それについては、町は交付金対象団体になりうるのですか。

村上委員

- ・地域が違う。

愛場委員

- ・ちょっと待ってください。つまり今の形で、さっきから言いましたようにニュータウン全体の中で、仮にですよ、自治会さんと新自治会さんが合体して、僕らのことはまだ良いですよ、置いておいて、一緒になり一個なのだから、そうすればそれは問題ないですよ。

村上委員

- ・地域というのが関係します。

愛場委員

- ・ニュータウン全体の地域で、大きな括り…

村上委員

- ・それは大きすぎます。と、考えます。

愛場委員

- ・それは、誰がそう判断するのか。

村上委員

- ・私が考えるのは、良いではないですか。

愛場委員

- ・行政の考えですか、それは。自治会員として、それとも行政として。

村上委員

- ・行政ではないです。

愛場委員

- ・だから、僕ら今問われているのは、行政としてお金を出すのに複数嫌だと言っている訳だから。

鈴木議長

- ・その中の(1)にこの条件は入っているのです。このことを議論しないと具合が悪い訳です。
- ・2の(1)のところを今議論しているのです。そこでもって一つとはどういうことかの概念は町長が説明しています。

愛場委員

- ・ということは、町長としては自治協力団体を作るにしても、道路わきのこういう小さな区切りでなければ嫌だと言っている訳ですね。

小峰町長

- ・そういうのではなくて、やはり自治会の中の意見をまとめやすくするには、せいぜい多くても400戸・500戸程度に収めないと、中々まとめるのは難しい。
- ・それからですね、防災ですとか福祉ですとか、様々な身の回りのこと、住んでいる地域の身近な人たちで協力してやっていくためには、そういった方が良いだろうというのが町の考えであります。

愛場委員

- ・はい。

藤山委員

- ・はい。

鈴木議長

- ・はい、藤山委員。

藤山委員

- ・お先です。また、もとに戻った話になっているのだけれども、この(1)番のあれでもですね、区域というのであれば、小峰町長が言われているのは、今区域割がありますよね、例えば丁目ごとにありますよね、それが13丁目ある訳ですよ。13個、今の区画から見たら、区域ね。
- ・そうすると、その区域の中で、現状を見たら自治会の会員がおれば、新自治会の会員がおれば、住民自治会さんの会員がおれば、なにもしていない人もおれば、そういう背景ばかりどんどんある訳ですよ。
- ・そうすると、それを全体に合わせても、住民を100とすれば30位しかそれに加入していないということは、将来のニュータウンをちゃんと発展的に安全に安心して暮らせるということをするためには、それは、ひとつになるならば、「そんな歯抜けでこうあるから良いのではないか」と、いうことにはならないということを私は言っている訳です。

愛場委員

- ・はい、分かります。はい。

藤山委員

- ・それは同意されますか。

愛場委員

- ・はい、意見です。

鈴木議長

- ・他に意見がなければ、ということですが。そろそろまとめたいと思うのですが…

愛場委員

- ・僕が、だから、そこで全部をチャラにして無理やり一個に作るのはもう無理だから、相違の違いを認め合って、三つの自治会の連合会なり、三つの自治会がお互いに出し合った連絡協議会を作って町からお金をもらえば良いではないですか。その選択肢だって検討しましょうよ。

藤山委員

- ・三つの連合体って何を具体的に言っている訳。

小峰町長

- ・ちょっと待って。

愛場委員

- ・自治会さんと新自治会さんと…

小峰町長

- ・それはね、自治会の中の内部の問題ですから、そういったことをここで議論することではないのです。

愛場委員

- ・また始まった。なくはないでしょう。我々自治会がお互いに話し合っ一本化して作ったその自治会ですよ。自治会というか三つの連合協議会という形で町に申請すれば…

小峰町長

- ・それは、具体的な一つの地域には一つの自治会ですよということが皆さんに認められたときに、それはニュータウンの住民がどうしているかということで考えれば良いことであって、今、ここはまず一つの地域に一つということを確認してもらえば良いのです。それだけです。
- ・その後、どう組織していくのかはその地域の住民の皆さんの考えを進めれば良いのではないですか。

佐藤委員

- ・はい、はい。

鈴木議長

- ・はい、佐藤委員。

佐藤委員

- ・はい、一番最初に確認したのは自治協力団体についての話ですよっていうことで確認しましたよね。ですから、一人ひとりの任意で参加する任意の組織である自治会が一つである必要は、町長の視差で関係ないのですね。自治協力団体が一つということですよ。自治協力団体、それは自治協力交付金を受け取る団体なのですよ。
- ・その自治協力団体の範囲をニュータウンという一つの大きな塊というふうに思え

ば、それは一つの区域ですよ。道路で区分された、どことも交わらない。

- ・ニュータウンの中の住んでいる人たちの思いから行くとね、仮に鳩ヶ丘・楓・松というようになってはいますが、それぞれに何らかの特徴がある訳ではないですよ。便宜上の住基表示で鳩・松・楓って分かっているだけで、その以前はもっと別の名称でやっていたよ。ニュータウンも。
- ・だから、今、丁目ごとに分かれているのが住民の生活実態からして一番良い分かれかただとは関係なしに丁目が作られたはずなのです。
- ・だから、ニュータウンというのは、これまでもどうしても一つ大きくなっている塊っていうふうな思い方を住民自身もしてきたのです。そこをお忘れならないようにしないと。

愛場委員

- ・はい。

鈴木議長

- ・えっと、その件に関しては、町の提案という形でもって、ここで今まで説明して、こういう提案を行って、それについて答申なりをお願いしますということで諮問している訳ですから、それについてまず意見を言っていたかないと前に進みません。
- ・それで最終的には、これである程度、意見が出尽くしたならば、1の(1)は皆さんの挙手をもって多数決なりで決を採った方がよろしいですかね。

<異議なし>と声あり

佐藤委員

- ・はい。

鈴木議長

- ・では、その方向で行くことにします。

<異議なし>と声あり

佐藤委員

- ・いや、反対。

鈴木議長

- ・最後にしてください。そろそろ…

佐藤委員

- ・今、調査し研究することが1の(1)ですから、調査し研究したことについて決定する必要はないのですよ。調査し研究したことについてとりあえず羅列・記録しておいて、それを総括的にまとめてみて決定なのですよ。
- ・だから、今、一つひとつ決めていくなんていうのは、話が違います。

愛場委員

- ・さっき決めたばかりではないですか。そういう流れですることを。

- ・まず今は、それぞれの項目についての中身の確認、調査、研究することをやっているのです。

鈴木議長

- ・では、そろそろ、私はそういう話で持って意見を進めていましたから、そうして一個一個片づけてから行くべきだと思っていましたけれども、違うならば違うなりの意見として、皆さんでそれに対応するか対応しないかっていうことで決めていく他ありませんね。

佐藤委員

- ・要綱にそう書いてあるのだもの。調査研究って書いてあるのだもの。要綱に。

鈴木議長

- ・これについて、私、私見を述べて良いのかどうか分かりませんが、調査し研究することについては、諮問に対して色々なことを考え、それから検討して意見を作っていくっていうことが含まれていると思っていましたけれども。
- ・そういったことで、ともかくとして、はい、中島(武雄)委員。

中島武雄委員

- ・いわゆる、あくまで町で言っているのは、自治協力団体については定義してあるのですよ。2の(1)で。ですからこの定義によって、定義はまずこれで良いということで、区域で、地域で決めたものについて、そこから先が調査研究なのだから、あくまで定義は、自治協力団体はあくまでも区域とかは道路とかで区域された団体について、まずそれが良いかどうかここで確認した方が良くと思います。それで、調査研究はその後の話なのだから。
- ・ですから、この2の(1)が一番肝心なところなのです。だから、2の(1)でこれが良いということを確認取れば良い話なのです。

佐藤委員

- ・はい。

鈴木議長

- ・それについて、意見をいただいているのですが、意見が入り込んだりして、いづれこれについては、町の提案ということについて、この我々委員が良いか悪いか賛否を取らなければいけないと思います。
- ・はい、佐藤委員、最後にしてください。

佐藤委員

- ・はい。一番最初に現状を知る必要があると言ったのですよね。そのことについてどういう現状かっていうのがろくに説明されないまま来ているのですけれども、その一定の区域で形成されているというのは、字単位だから一つの区域なのだって、まあそういう説明ですかね。
- ・居住者で組織されているってことは100%その範囲内にいる人だけでやっているという現状があるのですかね。そういう現状を知りたい。
- ・まず現状を知ること。そして、この提案の内容は道路区域などで一定の区域で形成しているということの町の考え方はこうなのだと知ること。それがこの(1)

で求められていることですね。それで良いということとは違うのです。

鈴木議長

- ・佐藤委員の方から、いろいろ困込みをしようと、区分けを一定の区域で形成されているよう言葉のうんぬんについて現状を知ることというような意見が出てきましたけれども、それについてご意見があったらお願いします。

愛場委員

- ・はい。簡単なことですが…

北沢委員

- ・ちょっと良いですか。

鈴木議長

- ・はい、北沢委員。

北沢委員

- ・佐藤さんがおっしゃっているけれども、この2の(1)、最後に(2)が補足的説明なのです。というのは、ニュータウン全体が一つではないのだと。
- ・(2)で、要は、「まとまりやすい範囲」、一つの例として丁目単位だと、こう言っている訳です。これ(2)は補足説明です。それを理解していただきたいと思います。

愛場委員

- ・はい、ですから、そここのところで確認したい訳ですよ。町長が、今までは、もちろん一定の区域は決定しなければ始まりませんよね、線引きしなければ、それは誰だって分かっていますよ。
- ・我々今までは、ニュータウンという大枠の中で考えてきたのは事実なのですが、町長はニュータウンという大枠では自治協力団体の選としてはふさわしくないというようなご意見のようですよ。そこですよ、それ。その評価が我々…

鈴木議長

- ・だからその項目は、委員会全体としては、町長の提案は、町の提案は、このなじまないとか、そういったことで決定すれば良い訳です。そうですよね。

愛場委員

- ・そうです。

鈴木議長

- ・それを皆さんに最終的には、この提案どおりで良いのか、あるいはこういった意見がありますよとか、そういうことを伴った形での決を採って決めたいと思っています。

佐藤委員

- ・まだ決を採るべきではないとさっき言ったのに。

鈴木議長

- ・ただ、佐藤委員の言うように現状を知ることということになると、これかなり時間を要するし努力をしなくてはならないと、それは我々自身がやるのかという問題も思いますけれども。

愛場委員

- ・さっき決めたばかりだよ、そうやるって。

鈴木議長

- ・第5回で終わらせるということには、ちょっとふさわしくないのではないかと思われるので、その辺をいかがいたしましょうか。

藤山委員

- ・はい。

鈴木議長

- ・はい、藤山委員。

藤山委員

- ・はい、言っていることがよく分からないのだけれども、要はこの町長の裏面の諮問理由で、自治組織というのは、一定区域に住む人々は、自主的に構成するかこう書いてある訳ですよ。今の現状からみると、この区域というものは一定の区域で形成されていて、居住者で組織されていることが前提になっているけれども。
- ・佐藤さんが今言われたような「現状はどうですか」と言われたら現状を分析する場合は、2の(2)にこざるを得ないのではないのでしょうか。最終的には。
- ・そうすると、規模は今のあれで、町で構成されているのは、丁目単位で13個に分かれています。その中で一体化してやっていくしか、一つもない訳です。当然のことながら。
- ・そうでしょう。自治会のメンバーは、新自治会のメンバーもおれば、入っていない人もおれば、なんやかんやと我々と。だから、一緒になっていない訳ですよ。
- ・そういうことを、今後の今のこういう理由から整理し直したいという提案をされているのだから、それについて我々各委員が「そういう方向でいきましょう」というものが、そう成り立つことだけにつけることにしないと、延々と話の範囲が広がってしまうというように思うのですよ。
- ・だからもっと紳士的に建設的に正確に議事を進行していただきたい。

愛場委員

- ・僕も建設的にしているつもりですけど。

鈴木議長

- ・議事進行がへたくそで申し訳ないですが、2の(1)について、今、議論していますけれども、これは町が出してきた提案です。最終的には、今、藤山委員が言ったとおり、委員会としてこれが是か非かということを決めるのが、たぶん我々の仕事だと思います。
- ・それでいろいろな意見を交換しましたがけれども、これは皆さんの意見を決定づけ

るというか、影響するとか、左右するとか、いうことに使えばよろしいのであって、最終的には皆さんが、「これは良いよ」「悪いよ」「いけないよ」で、どちらか決めて、賛成多数であれば賛成多数でもってこれについてはこういう答えが出ましたということにすればよろしいと思うのですが。それで進めたいと思うのですが、よろしいですか。

佐藤委員

- ・だから現状の確認がしたいと言っているじゃない。事務局から返事をもらえば良い。

愛場委員

- ・それだけの話でしょう。報告するだけではないですか。

鈴木議長

- ・私は、5回ということで、一応進めてきましたが…

藤山委員

- ・現状の説明をしてくださいよ。事務局。

吉田総務課長

- ・はい。

鈴木議長

- ・あっ、はい。

吉田総務課長

- ・では、現状のご質問ですが、何回も申し上げているように、旧村の方は大字等で、区切られている区域で、自治会なり自治組織ができていく状況ということで解釈しています。終わります。

佐藤委員

- ・解釈と現状は違うのだけれど。解釈はあなたの思い。

中島武雄委員

- ・同じ地域に2つの自治会はないのでしょうか。

吉田総務課長

- ・ありません。

佐藤委員

- ・地域がオーバーラップしている、端っこの重なっているところ、そういうものはないですか。

<ない>という声あり

佐藤委員

- ・ないって調べてもいないのに。

吉田総務課長

- ・ないと思います。ありません。

佐藤委員

- ・後、組織されている人が引っ越した後も元の字会なりにいる、そういうことはないですか。

中島武雄委員

- ・関係ないのではないですか。ニュータウンの中の話なのだから。

愛場委員

- ・つまり、ニュータウンだけ厳密にして本村は厳密にしないのですか。同じ基準を作りたいでしょう。

藤山委員

- ・厳密にされているか聞いてみれば、本村は本村で。

中島武雄委員

- ・1件や2件の例外があったからね…

愛場委員

- ・では、ニュータウン方式を考えましょう。本村は本村、ニュータウンはニュータウン方式を考えましょう。

小峰町長

- ・そういうことはできません。

愛場委員

- ・ほら見ろ。といたらやっぱり、言った以上は本村がどうなっているか聞いている訳ですよ。

小峰町長

- ・ですから基本的には区域分けされています。

愛場委員

- ・組織率は。もう一回、数字に言えないのですか。
- ・1個にしても、新住民は入っていないでしょう。残念ながら。

小峰町長

- ・入っていないところもありますよ。

愛場委員

- ・パーセントを教えてください。パーセントを。

鈴木議長

- ・細かいことについては際限がないので、この提案されたことについて、2の(1)ですね、皆さんの方をまとめて決を採りたいと私は思います。

佐藤委員

- ・何の決を採るのよ。調査研究が終わったという決ですか。

愛場委員

- ・調査研究が終わってから決を、次にいきましょう。まずは、調査研究でいろいろ疑問点を整理しましょう。

小峰町長

- ・調査研究は、町の提案内容について調査研究するのですよ。

佐藤委員

- ・だから、この2の(1)の中身を、何を言っているのか知ろうって今言っているだけですよ。

鈴木議長

- ・朝見さん。

朝見委員

- ・はい。自治会とか町内会の組織は全国で30万を超える組織があつて、調査研究していたらきりがありませんよね。どこまで調査研究すればご満足いただけるのかということもあると思うのですね。
- ・ですので、やっぱり、今回はニュータウンの自治会なり町内会なりをどうするかっていうことなので、そんなに調査研究ってところに焦点を当てると話がまとまらなくなるので、本当に今、愛場さんがおっしゃった、とりあえず(1)は、区域で1つというので良いかっていうことですよね。
- ・だから、3つの自治会が1つに成るにしろ、13に成るにしろ、その一定の区域で形成されて居住者で組織されている。これに反対する理由がないですよ。
- ・だから、まずそれを確認した上で、それから、やっぱりまとまりやすい世帯数はこれではないかっていう話し、(2)に移って行けば良いのであって、(1)はすぐ決が採れることだと思うのですけれども。

愛場委員

- ・(1)は議論するまでもなく、それは線引きで地縁組織がある以上は地域があるのは決まっている話じゃない。だからその規模をどうするかが問題。

朝見委員

- ・それは、今、話すのではなくて…

鈴木議長

- ・今、朝見委員からご意見をいただいて方針を示してもらったのですが2の(1)に関していろいろな意見が飛び交いましたが、一応町の提案したこの内容について

て、決を採りたいと思います。

愛場委員

- ・決なんかいらないうってっているじゃない、さっきから。

北沢委員

- ・良いじゃない、採るって言っているのだから。

中島武雄委員

- ・確認する方が良い。

鈴木議長

- ・町の提案について、賛成ですというような方、挙手をお願いして、反対ですというようなことでありましたならば反対の理由は一応述べる機会を…

愛場委員

- ・決は(1)(2)(3)でやれ。(3)で。1の(3)で初めて採決しましょう。項目については。

鈴木議長

- ・今、私が言っている方法、決を採りますという方法について申し上げましたので、そのまま進めたいと思います。ご異議ございませんか。ございませんね。

佐藤委員

- ・異議あり。異議ありだと言っているのに。

北沢委員

- ・異議なし。

愛場委員

- ・異議あり。

鈴木議長

- ・決を採るについて、賛成の方、挙手をお願いします。

愛場委員

- ・(2)との関連を議論しないで、(1)で決められませんよ。
- ・(1)は当たり前のお話ですよ。線引きは。

朝見委員

- ・(1)は当たり前のことなのでですから全員賛成すれば良いことです。

愛場委員

- ・なんで、採決で決めなければならないのですか。大問題ある訳ここに。

北沢委員

- ・採決してくださいよ。

藤山委員

- ・はい。採決という場合に、まとまってやるのは、(1)から(4)はオールセットなのです。

愛場委員

- ・またはじまった。そのとおりです。いや、だから、そう言ったけど…

藤山委員

- ・(1)から(4)の前提条件を皆が共通認識をして、スタートしましょうって私が何回も言っている訳です。
- ・だから(1)だけ取り上げて、単独で(1)はこれだとか、(2)は反対だとか、(3)はこうだとか、そういうやり方は私自身もだめだと思うのです。
- ・だから(1)から(4)のセットで、これについての前提の提案を受けて、検討事項の(1)(2)(3)について話していくと、やっていただきたいと私は思います。

鈴木議長

- ・意見がでましたが。

中島武雄委員

- ・はい。

鈴木議長

- ・ちょっと待ってください。先ほど話の流れの中で、では少し丁寧に、私、乱暴なやり方をしたので、丁寧なやり方ということで、進めていきますということで皆様のご了承をいただいたと思っていますので、(1)(2)(3)(4)はセットだという意見もありますけれども、丁寧という言葉の一つ加えれば、そのように一つひとつを確認していく手続きも大事なかなと思って、先ほど申し上げましてご了承を得たと私はと思っていますので、この形で進めたいと…

愛場委員

- ・違いますって、さっきから採決したこと、ちゃんと事務局そう言うのは、はっきりさせてください。何を決めたかもう一回言いますよ。
- ・2の町の提案の(1)から(4)について、1の(1)の順番でやって、次に(2)をやって、(3)で総括的にどうするかって順番で決めるって、さっき採決したでしょう。

鈴木議長

- ・さっきそう言ったのではないですか。

愛場委員

- ・だから、2の(1)については、(1)(2)やって、次(3)というのは、他の事をやった上で、最後にやるのではないですか。
- ・1項目分ずつやって、2の(1)(2)(3)(4)について、1の(1)(2)(3)の順番

で、1個ずつ個別に順番でやって行くのですか。

- ・そうではなくて、2の(1)から(4)までについて、1の(1)で総ざらいして、次に同じ項目について1の(2)をやって、最後に2の提案について1の(3)で最終的なまとめをするのではないですか。

中島武雄委員

- ・違うじゃない。違うと思います。

北沢委員

- ・ちょっと、手を挙げています。

鈴木議長

- ・はい。中島委員。

中島武雄委員

- ・やっぱり、2の(1)が一番の基本なのです。で、これが今そうならないから問題になっているのです。
- ・ただ、2の(1)の地域で限られた、区域で限られたものをまず一つの自治会の組織とするということが始まって、(2)の場合は例えば「13が良い」とか「2が良い」とか「1つで良い」とか、それは次の問題なのです。
- ・だから、まず定義を、(1)は自治会の組織の単位は、まず地域で決まったものだというところを、まず確認を取った方が良いでしょう。

鈴木議長

- ・だから、それについて良いか悪いか。

中島武雄委員

- ・だから、一応それで、決を採った方が良いでしょうのではないですか。

藤山委員

- ・(1)はこれで良いかって言う人が、何かやってください。

鈴木議長

- ・前に申し上げた通り、もう一回確認します。1の(1)について受けた形で、2の(1)(2)(3)(4)がございます。その内の(1)について今、意見等交換しましたので、それについて決を採りたいと思います。その考えで進めたいと思います。
- ・2の(1)について、町の提案されたことを是とする方は挙手をお願いします。

佐藤委員

- ・まだ、採決は早すぎるのではないですか。

愛場委員

- ・まず(1)をやって、調査研究をやって、次に方向性を整理して、最後に良いか決めるのでしょうか。

佐藤委員

- ・だって、区域外の人が入っていないかどうか返事をもらっていないではないか。

鈴木議長

- ・実はそのことでやっていますので、それで繰り返してください。
- ・採決にしたいと思います。

佐藤委員

- ・何を採決するのよ。

鈴木議長

- ・(1)について、町の提案について「是だ」と言う方、挙手をお願いします。

佐藤委員

- ・まだ、是か非か言う段階ではないと言っているのに。

愛場委員

- ・なぜ、そんな。いつもそれですか。

鈴木議長

- ・1、2、3…、9名。

愛場委員

- ・では、一括してやる(3)はどうなるのですか。1個1個やっていったら。話が違うではないですか。
- ・横暴です。それは。

鈴木議長

- ・(1)について是非とする「非」とする方の挙手をお願いします。

佐藤委員

- ・まだ、採決する段階ではないと言っている。

鈴木議長

- ・採決しました。

佐藤委員

- ・何を採決するのよ。調査研究することってなっているのに。

鈴木議長

- ・採決しましたので、反対だと言う方の挙手をお願いします。

佐藤委員

- ・何が採決できるのよ。

愛場委員

- ・(1)は区域で、中は虫食いも関係ないのでしょう。一つの大きな中にいけば良いだけなのでしょう。ニュータウン全部が1個でも別に今のところ含まれるのですよね。

鈴木議長

- ・その議論は、今やっていません。この1の(1)について意見交換して、その概念をこの中に入れるということはやっています。これについて是か非かということをお願いします。
- ・最後につきまして、私、一応は反対の方の人数も確かめたいので、「非とする方は挙手をお願いします」と、お願いしました。
- ・0ですね。

愛場委員

- ・そういう、採決・採決って。

北沢委員

- ・先へ進みましょう。

鈴木議長

- ・1の議題の(1)について受けた形での2の(1)については、検討委員会の方は、町の提案について「是」といたしまして、「9対0」でございます。以上です。

愛場委員

- ・反対です。何もまだ議論していないでしょう。それが良いかについて。僕はいっばいまだ疑問点があるのです。(1)については。

鈴木議長

- ・2の(2)について議論をしたいと思います。意見がある方挙手をお願いします。

愛場委員

- ・またここで、議論して採決するのですか。これ。

鈴木議長

- ・(2)です。
- ・はい、中島(武雄)委員。

中島武雄委員

- ・私は、区分としては、丁目ごとはやっぱり数が多いと思います。だから、しいて言えば「鳩」「松」「楓」ですか、3つくらいが良いのではないかと。
- ・それと、他にニュータウンの中で自治会ではないのですが、建築協定というのがあるのです。あれが30位あるのです。すぐできた順に。しかし、実際にやっているのは一つで、合同建築協定委員会でやっていてですね、やはり、各地別ごとに一丁の全部形を決めるのですけれども、まず会合はほとんどないのです。その地別ごとにそれがだいたい25・26位あるのです。30近くあるのです。
- ・ですから、そういう意味で言うと、ある程度きちっとした形というものには、ニ

ュータウンとしては丁目ごとの「3つ」位が一番良いのではないかなと感じています。

- ・場所も会場も、3つ位ならばなんとか使うか交替でやるか、その辺もうまく回らないかなと。

鈴木議長

- ・はい、中島（武雄）委員から意見として、「鳩」「松」「楓」当りの3つ位の範囲が良ろしいのではないかというような意見がありました。
- ・はい、愛場委員。

愛場委員

- ・蒸し返すといわないでください。さっき2の(1)について言いたいことがあった。僕が提案したことについては、それは提案としても認められなかった。
- ・僕は鳩山ニュータウン全体であっても、その中に色々な団体が連合会を作ればそれでも自治協力団体という選択はありませんかということをご提案したのですよ。それについては採決、議題にはならないのでしょうか。検討課題にもならないのですか。

朝見委員

- ・はい。今、そこをおっしゃれば良いのではないですか。今の(2)の、まさしく内容だと思っております。さっきおっしゃったことは。

中島武雄委員

- ・例えば、(1)が生きていることだね。地域の中でそれが生きているから。それはちょっと省けない。愛場さんが言っているのはそういうことですね。

愛場委員

- ・その関連があるから、(1)であまり枠を作っちゃうとその選択が消えちゃうから、僕はそのことを言っている訳です。

北沢委員

- ・ちょっと良いですか。

佐藤委員

- ・手を挙げている。

鈴木議長

- ・佐藤さんが手を挙げていますので。

佐藤委員

- ・はい。中身の各論に入る前にね、まず町が提案した、コミュニティが図られ、まとめやすく、まとまりやすいっていう意味、どういうことを考えてこの言葉で表現されたのかっていうのを教えてほしい。

愛場委員

- ・まったくです。そこからです。スタートラインは。

鈴木議長

- ・要するに、これは意味が良く分からないと。

佐藤委員

- ・はっきり分からない。

鈴木議長

- ・でも、何となく分かりませんか。

愛場委員

- ・分かりません。はい、良いですか。

佐藤委員

- ・何となくは想像するけれど。本人が言っているのは分からない。

愛場委員

- ・まさにさっきのことなのですよ。「住民同志のコミュニティを図る」これはまあガイドラインいっぱいあるから、別に解釈だから特にないのだけれども、まとめやすいとは、これをですねさっき言った自治協力団体の役割で考えると、まとめるって何ですか。
- ・一般的にはですよ、これは僕の想像ではなくて一般的に言われていることは、地域住民のある問題が起きた時に、行政から投げかけられますよね。これは良いか、賛成か反対か。その時に地域住民の意向をまとめるって作業がある訳ですよ。一般的には。自治会にね。それも自治協力団体に対して地域住民の意向をまとめてほしいと。
- ・例えば今までいろいろありましたよね。言うまでもなく、例えばゴルフ場の例で合意されていませんけれど、あの時に町長からニュータウンはゴルフ場開発に賛成か反対か意見をとりまとめてくれと言われましたよ。そういう形であるのですよね。意見を取りまとめるってことは。
- ・まず行政から見て、住民の意見の取りまとめとはどういうことを想定されていますか。

小峰町長

- ・時と場合によれば、町のほうから何かの問題について、その地域でどう考えますかということ投げかけることもあるかと思いますが、それが主ではなくて、あくまで防災や防犯、そして福祉への地域助け合いの仕組み作りというところで協力をお願いしているというふうに思います。
- ・各大字・自治会に対して、町は意見の取りまとめをお願いするってことは、何か特別なことが起きた場合であって、そういうことを主に想定しているのではありません。

愛場委員

- ・はい。

鈴木議長

- ・はい、村上さん。いや、愛場さん。

愛場委員

- ・それはですね、特別なこととおっしゃいますけれど大問題なのです。意見の取りまとめについては、我々自治会は散々これで苦勞した訳ですよ。意見の取りまとめで。
- ・例えば、ゴミ処理場だってそうなのでしょう。自治会については別に意見の取りまとめはしなかったのですか。
- ・我々はその時に意見の取りまとめを求められましたよ。当然意見が分かれてくるのですから。その時に町長が言っているように、丁目ごとにどういうふうにして、例えば、迷惑施設あるいは工場が来ると、賛成・反対、条件どうするか、丁目単位で分けることがどうやって住民の意見をまとめるのに役が立つのでしょうか。行政から見て。

小峰町長

- ・そうしたことを主にまとめやすくと言っているのではないということです。

愛場委員

- ・いや、そういうことは無視できないですよ。

小峰町長

- ・福祉の仕組み作り、地域助け合いの仕組み作りをしていくために小さい規模の方がまとめやすいということを申し上げます。

愛場委員

- ・もちろん福祉や防災問題は無視できません。でもそれだけで済むのだったら何も僕はここまで言いません。
- ・現実問題においては、自治組織・自治協力団体というのは、そういうふうな役割を担わされてしまうのですよ。行政から。いっさいそういう地域住民に対しては、行政から住民意向の取りまとめをしないと行ってください。そういうことは別にやると。

鈴木議長

- ・そんなに重要問題ですかね。

愛場委員

- ・はい。つまり、意見をまとめるということは、住民にとって我々考えて、ある提案が良いか悪いか僕らが決めなければならないのですよ。その結果を町に報告しなければいけない訳ですよ。その時に我々が小さい方が、意見はまとまりやすいのですか。
- ・なぜ、今まで代議員会という方式をやって来たのですか。代議員会という方式で良いのですよ。地域全体一つで、各ブロック代表・代議員が出て来て皆で話し合っただけなら、それはいろいろ意見があっても決まったことは決まったことなのですよ。それを13に分けたら、例えば、13で今度連絡会を開くのですか。議会をやるのですか。その選択に関わってくる訳です。我々は。

- ・住民の意見を取りまとめる上での話と、行政とどう違うのかはつきりさせてほしいです。

鈴木議長

- ・ちょっと審議半ばですけれども、今ふっとみたら時間が11時20分なのですね。今日の会議のあれが11時30分までということになっていますので、事務局の方から後の整理の都合があるので、11時20分位でめどをと聞かされております。
- ・ということで今後、時間が来てしまいますので、まとめ方としては、(2)番目の中途となってしまうのですけれども、これ継続で次回しなければいけないのですが、どうでしょうか。行き止ってしまう所があるのですが。
- ・(1)番目については、まだ意見はありますか。こういった形でもって、もう一人、こちらの方ではありませんか。

中島武雄委員

- ・もう(1)番は決を採ったのだから、また戻る必要はないですよ。(2)番の話ですよ。

藤山委員

- ・ただ、意見をとっている人が言っているだけでしょ。

鈴木議長

- ・(1)と同様(2)も決を採っていきたいのですが、それで会議を閉めといたしたいのですが。よろしいでしょうか。

<はい、異議なし>という声あり

鈴木議長

- ・では、(2)について…

佐藤委員

- ・横暴な進行はしないで。私は、「まとまりやすくまとめやすい」というふうに言っている、どういうことを言っているのかっていうのを質問しているのです。その答えをちゃんとくれなければ。

藤山委員

- ・町長が言われているではないか。

佐藤委員

- ・何を言ったの、愛場さんが答えただけじゃない。私の質問には答えていない。

愛場委員

- ・なぜ、福祉・防災の時に、こういうふうにした方がまとまりやすいって理由を教えてください。

佐藤委員

- ・また、追加しないで。

- ・質問しているのだから答えてよ。

朝見委員

- ・はい、もう時間がないのでここでやめませんか。

愛場委員

- ・次回、やりましょう。

鈴木議長

- ・ここで決を採らないで。

朝見委員

- ・ここで採らないで、この次の時に。

鈴木議長

- ・そう言っていただきましたけれども、次回の時に(2)からスタートさせましょうということで、今日の会議はこれで終了ということにしてよろしいですか。

愛場委員

- ・結構です。

鈴木議長

- ・皆さんに了承していただいたと思いますので、今日の諮問に対する検討は、1の(1)を受けた2の(1)(2)(3)(4)を検討して、(1)は一応解決しました。
- ・(2)は協議の途中のままということにしたいと思いますので、ご了承いただいたことといたします。
- ・一応11時20分を目安に来ましたが25分になりました。次に会場を使う都合がございますようですので、本日の私の議事進行については終了します。

北沢委員

- ・議長、次回について確認しておきたい。次回はいつですか。最終的に。

鈴木議長

- ・次回の日にちですか。次回の日にちは、まだ、検討します。これから。

北沢委員

- ・最終回ですね。

鈴木議長

- ・ということで、マイクは事務局にお返しします。

愛場委員

- ・今回は最終回なのですか。それは、次回決めるのでしょうか。
- ・次回最終回だって、何考えているの。

鈴木議長

- ・次回は最終回ですので、もう少し皆様のご協力がないと終了いたしませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
- ・はい、では、事務局へ。

4. 閉 会

吉田総務課長

- ・はい、鈴木議長、大変お疲れ様でした。これをもちまして第4回の検討委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

<お疲れ様でした>一同